

事務連絡
令和3年5月6日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長

非常勤の地方公務員に係る新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種で
医療従事者等に健康被害を生じた場合の取扱いについて

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条に基づく条例による非常勤の地方公務員に対する公務災害補償については、各地方公共団体において適切に実施しているところと見られます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種で医療従事者等に健康被害を生じた場合について、別添のとおり、労災補償については厚生労働省のHPにより、公務災害補償については地方公務員災害補償基金の事務連絡により、その取扱いが示されました。

つきましては、当該取扱いを実務の参考とし、労災補償及び公務災害補償との均衡を失しないよう適切に運用していただくとともに、職員に対してもその旨周知いただくようお願いいたします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：矢島、田路、中島、中田
電話：03-5253-5560（直通）

<参考>厚労省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- 「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)・(労働者の方向け)」の「労災補償」の問9及び問10

問9) 労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか。

答9) ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。

一方、医療従事者等に係るワクチン接種については、業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、医療従事者等の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であることから、今般のワクチン接種において接種順位の上位に位置付けられています。

したがって、医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものであるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。

なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

問10) 「医療従事者等」や「高齢者施設等の従事者」とは、具体的にどのような方を想定しているのでしょうか。

答10) 医療従事者等については、病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医師その他の職員等を想定しています。

高齢者施設等の従事者については、介護保険施設等、高齢者及び基礎疾患を有する者が集団で居住する施設で従事する者等を想定しています。

事務連絡
令和3年4月22日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
補償課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種で医療従事者等に
健康被害を生じた場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについては、令和2年5月1日付け地基補第145号により通知しているところですが、接種順位の上位に位置付けられている医療従事者等に係るワクチン接種で健康被害を生じた場合について、労働者災害補償保険制度との均衡を失しないよう、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

職員が任意で受けるワクチン接種については、一般に、業務として行われるものとは認められず、健康被害が生じたとしても、公務災害とは認められません。

しかしながら、接種順位の上位に位置付けられている医療従事者等（ワクチン接種の順位については令和3年2月9日付け内閣官房・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」参照）については、その業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、当該医療従事者等の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要とされています。

したがって、当該医療従事者等に係るワクチン接種は、職員の任意の意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業目的の達成に資するものであり、地方公務員災害補償制度における取扱いとしては、職員の公務遂行のために必要な行為として、公務遂行性を認めることとします。

なお、別添厚生労働省資料における高齢者施設等の従事者に該当する職員に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとします。